

「特別障害者手当」・「障害児福祉手当」のご案内

名 称	特別障害者手当（20歳以上）	障害児福祉手当（20歳未満）																					
目 的	精神又は身体に著しく重度の障がい有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障がい者に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい者の福祉の向上を図ることを目的としています。	重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい児の福祉の向上を図ることを目的としています。																					
支給要件	精神又は身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されます。 精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。 「常時特別の介護を必要とする状態」か否かは、所定の診断書により判断します。施設入所等されている方は対象となりません。また、手当の受給者となった後、施設入所等された場合や3か月以上継続して入院された場合には、受給資格が喪失します。																						
所得制限	受給資格者の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>扶養親族の数</th><th>受給資格者 本 人</th><th>受給資格者の 配偶者及び扶養義務者</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>0 人</td><td>3,604,000円</td><td>6,287,000円</td></tr> <tr><td>1 人</td><td>3,984,000円</td><td>6,536,000円</td></tr> <tr><td>2 人</td><td>4,364,000円</td><td>6,749,000円</td></tr> <tr><td>3 人</td><td>4,744,000円</td><td>6,962,000円</td></tr> <tr><td>4 人</td><td>5,124,000円</td><td>7,175,000円</td></tr> <tr><td>5 人</td><td>5,504,000円</td><td>7,388,000円</td></tr> </tbody> </table> 扶養の状況により、上記の限度額に加算できる場合があります。		扶養親族の数	受給資格者 本 人	受給資格者の 配偶者及び扶養義務者	0 人	3,604,000円	6,287,000円	1 人	3,984,000円	6,536,000円	2 人	4,364,000円	6,749,000円	3 人	4,744,000円	6,962,000円	4 人	5,124,000円	7,175,000円	5 人	5,504,000円	7,388,000円
扶養親族の数	受給資格者 本 人	受給資格者の 配偶者及び扶養義務者																					
0 人	3,604,000円	6,287,000円																					
1 人	3,984,000円	6,536,000円																					
2 人	4,364,000円	6,749,000円																					
3 人	4,744,000円	6,962,000円																					
4 人	5,124,000円	7,175,000円																					
5 人	5,504,000円	7,388,000円																					
支 給 額	月額29,590円	月額16,100円																					
支給方法	2月、5月、8月、11月（年4回）の各月10日に、前月までの3ヵ月分を本人口座に支給します。																						
手 続 き	次の書類を中野市福祉事務所長（福祉課障がい福祉係）あて提出してください。書類審査を行い、支給の可否を決定します。 ①認定請求書 ②所得状況届 ③所定の診断書 ④税務情報の閲覧等に関する同意書 ⑤年金額のわかる書類（障害年金、老齢年金、遺族年金等を受給されている方）																						
そ の 他	・支給額（月額）については、改定される場合があります。 ・手当の受給者となった場合でも、毎年8月に所得状況等を確認させていただきます。 ・支給要件等に当てはまる方であっても、認定請求をしないと手当は受給できません。																						